

取扱区分：「公開」

平成26年第7回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関連すると思われる部分等については●で消しています。



平成26年7月14日(月)午前10時1分～

於：周南市徳山保健センター 講義室3

平成26年第7回

周南市農業委員会総会議事録

1 日 時 平成26年7月14日（月） 午前10時1分 ～11時21分

2 場 所 周南市徳山保健センター 講義室3

3 会議に付した議案

議案第17号	農地法第3条の規定による許可申請について	7件
議案第18号	農地法第4条の規定による許可申請について	2件
議案第19号	農地法第5条の規定による許可申請について	1件
報告第30号	農地法第4条の規定による農地転用届出について	4件
報告第31号	農地法第5条の規定による農地転用届出について	12件
報告第32号	農地法第5条の規定による農地転用届受理の取消 について	1件
報告第33号	非農地証明について	8件
報告第34号	水田埋め立てによる農地改良届出について	1件
報告第35号	農業生産法人報告書の提出について	3件

4 出席委員

第1番 久保忠雄君	第2番 笠井保雄君
第3番 河内邦雄君	第4番 大田幹代君
第5番 杉村洋治君	第6番 歳光時正君
第7番 福田栄司君	第8番 岩田学君
第9番 村木実君	第10番 松田孝行君
第11番 徳原尚一君	第12番 山崎光夫君
第13番 水井規雅君	第14番 石村敏昭君

第15番	實 近 浩 司 君	第16番	白 石 純 治 君
第17番	小 林 一 雄 君	第18番	古 谷 幸 男 君
第19番	福 田 みどり 君	第21番	藤 井 和 典 君
第22番	梅 田 洋 治 君	第23番	椎 木 人 志 君
第24番	大 江 静 人 君	第25番	弘 中 壽 君
第26番	江 波 一 男 君	第28番	野 村 一 男 君
第29番	藤 井 孝 君		
第30番	西 田 孝 美 君 (職務代理者)		
第31番	杉 村 勝 美 君 (会長)		

5 欠席委員

第20番	杉 村 龍 男 君	第27番	田 中 榮 作 君
------	-----------	------	-----------

6 関係人

なし

7 事務局職員

局 長	西 村 一 成	次 長	末 長 信 博
次長補佐	徳 本 純 子	書 記	林 和 史

事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は31名中29名で、周南市農業委員会会議規則第9条に規定された定足数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第20番杉村龍男委員、第27番田中榮作委員で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたのでご報告いたします。

それでは、議長お願いいたします。

開会（午前10時1分 ～ ）

議長

それでは只今より、平成26年第7回周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条に規定された議事録署名委員は、第4番、大田幹代委員さん、第13番、水井規雅委員さんのご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議案の審議に入ります。

それでは、議案第17号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。議案第17号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。

今月の農地法第3条の規定による許可申請は、1議案7件でございます。

1番についてご説明いたします。申請地は、●●地区の大字●●字●●の市街化調整区域に所在する農用地区域外農地の田、3.86平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、県道の改良工事に伴って土地を整形するため、譲渡人の土地と譲受人の土地を交換するものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項につ

いて、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、申請人は、申請地を交換し、耕作の利便性を図られるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、申請人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は43アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を耕作されるということであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第25番

第25番、●●です。去る7月7日に譲受人及び譲渡人と現地において状況確認をしました。議案書のとおり間違いのないものです。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番につきまして、事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

2番についてご説明いたします。申請地は、●●●地区の白地地区の大字●●●字●●●●に所在する農用地区域外農地の畑、2筆の1,021平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、申請地を田として耕作しておりましたが、水の確保が困難で、後継者もないことから、申請地を後継者のいる譲受人に譲り渡すこととされ、譲受人は、申請地を譲り受け、畑として耕作されるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、申請地を譲り受け、規模拡大を図り、子供を後継者として育てたいと考えておられるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は83アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該

当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、季節の野菜を栽培されるほか、果樹を植栽されるとのことであり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第16番

第16番、●●です。調査報告をいたします。去る6月28日●●●●、譲受人、譲渡人、及び私の4人が現地にて調査をいたしました。現在、用水路に水はなく休耕状態で草刈りは実施されておりました。譲渡人は後継者がなく、手間がかかるので申請地を手放し、譲受人は自宅に隣接しており、先々荒廃しては困るので、後継者があり人手もあるので今回の話がまとまったということです。取得後は畑として耕作し、果樹については隣接者と協議しながら植栽する旨を確認いたしました。営農計画内容も整っており、まず問題は無いと考えます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、3番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

3番について、ご説明いたします。申請地は、●●地区の市街化区域の●●三丁目に所在する農用地区域外農地の田、25平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、農地を整形するため、譲渡人の土地と譲受人の土地を交換するものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、農地を交換後整形し、耕作の利便性を図られるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は51アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされることとあり、今回の権利移動により、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんから
の現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第26番

第26番、●●です。去る6月26日、譲受人と譲渡人と私の3人で現地確認をしました。この土地は両者が土地を交換するという事で、譲渡人は後程、報告第31号12番で出てきますが農地転用届出をしております。譲受人は田として使うために交換、整形をするものです。この旨確認し何の問題もないようでございます。よろしくご審議の程お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の3番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号3番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、3番は許可と決定いたします。

続きまして、4番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

4番について、ご説明いたします。申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●字●●●、字●●●に所在する農用地区域外農地の田、2筆の881平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、遠隔地に居住しており、将来帰郷する見込みがなく、自宅の隣地で利便性の良い譲受人が、申請地を譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前から草刈り等を任されており、耕作放棄地とならないよう農地を保全管理されていたものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は120アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、ねぎ、玉ねぎ、白菜、ほうれん草、大根などを作付けされるほか、譲渡人の植えた栗や梅などの果樹を引き続き栽培されるとのことであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第4番

第4番、●●です。去る6月24日に譲受人と現地で、譲渡人とは電話でお話を聞きました。事務局の説明のとおりで、申請地は譲受人の自宅の前にあります。譲渡人の自宅は譲受人の隣にありますが、今はご高齢で一人暮らしなので●●市に住んでおられます。週に1回、家に風を通すために帰宅されているようです。十数年前から譲受人が無償で草刈りなどをされていたようです。譲渡人の子供は、●●に住んでいて、こちらに帰る予定はなくご自身もご高齢なのでこれからも管理がますます、困難になると話されておりました。申請地はきれいに管理されておられ、夏野菜、草花、栗の木が定植されています。以上農地法3条の規定による許可申請について、問題はないと思います。よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の4番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号4番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、4番は許可と決定いたします。

続きまして、5番及び6番につきましては、譲受人が同一人となっておりますので、一括して事務局よりの説明をお願いいたします。

事務局

5番及び6番について、ご説明いたします。5番の申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●●字●●に所在する農用地区域外農地の田、4,626平方メートルでございます。

6番の申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●●字●●に所在する農用地区域内農地の田、949平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、5番及び6番ともに譲渡人は、高齢のため申請地を農業生産法人に貸し付け、この法人の構成員である譲受人が、申請地を譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、定年後農業に専念しており、農業生産法人よりの依頼もあり、自宅近くで利便性の良い申請地を譲り受けるものであり、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する家族の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は114アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、水稻を作付けされるものであり、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番、●●です。調査の結果をご報告いたします。申請地は現在、農事組合法人●●●●●●●●●●組合が利用権を設定をしてコシヒカリを栽培しています。5番の譲渡人は96歳の高齢のため、農作業はできませんし後継者は農業をする意志がありませんので、売買を希望されておりました。6番の譲渡人とは叔父姪の関係で、6番の申請地には5番の申請地の一角にあり、畔や水路などの関係で、5番の売買に関連して一緒に譲り渡すこととなったものです。譲受人はこの法人の理事でもあり農業に深い理解があり、意欲的に取り組んでおられます。元々水田を1ヘクタール所有しておりましたが、温泉施設の建設などのため、半分を手放したこともあり、できることなら規模拡大を図りたいと強く思っておられ、三者の思惑が一致し、今回の話がまとまりました。申請地は自宅からも近く、農機具も完備しており、引き続き水稻を栽培されるとのことです。申請地は広い水田ですが3枚になっております。なお、今回の権利移動により利用権の解除がされていますので申し添えます。以上、調査項目等に照らし合わせて問題になることはありませんでし

た。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の5番及び6番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第10番

譲受人が個人として所有をされるということですか。

第5番

そういうことです。

第10番

今までは法人と利用権を設定していたのを今後は個人として、所有権を得るということでもいいんですね。法人との利用権は解除ということですね。

第5番

そうです。

第10番

はい、わかりました。

議長

その他ありませんか。

(なしの声あり)

発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号5番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、5番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第17号6番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

事務局

異議がありませんので、6番は許可と決定いたします

続きまして、7番につきまして、事務局よりの説明をお願いいたします。

7番について、ご説明いたします。申請地は、●●地区の非線引都市計画区域の大字●●●字●●●に所在する農用地区域内農地の田、435平方メートルでございます。

権利移動に関しましては、譲渡人は、高齢のため、申請地を農業生産法人に貸し付け、この農業生産法人である譲受人が、申請地を譲り受けられるものでございます。

次に、農地法第3条第2項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。

まず、第1号の全部効率利用要件についてですが、譲受人は、以前から申請地を借り受けて耕作されており、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する構成員の状況等からみても、農地の全てを効率的に利用できると見込まれます。

第2号の農業生産法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業常時従事要件ですが、譲受人は、農作業を行う必要がある日数について、農作業に従事すると見込まれます。

第5号の下限面積要件ですが、取得後の農地は3,187アールで、当地区の30アールの下限面積要件を満たしております。

第6号の転貸禁止要件ですが、所有権移転ですので、転貸禁止要件には該当いたしません。

次に、第7号の地域調和要件ですが、譲受人は、大豆を作付けするための計画栽培地とするとのことで、今回の権利移動により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えております。

以上のことから、農地法第3条第2項各号には該当せず、許可要件の全てを満たしていると判断しております。以上でございます。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第5番

第5番、●●です。調査結果をご報告いたします。申請地は現在、譲受人である農事組合法人●●●●●●●●組合が利用権設定をしています。この農地は7月末の大豆の播種のために雑草をたたいた状態にあります。随分遅いとお思いでしょうが、●●川が氾濫しますとこの辺りは、調整池になる構造になっています。このため梅雨明けを待って大豆栽培を行っています。譲渡人は遠隔地に住んでいて、高齢でもあるということと、この申請地が人手に渡ると今後の転作業に支障を来すとということで今回の話に至ったものです。現在この法人は大豆転作を申請地を含めて4.5ヘクタール栽培しています。3か所を2年ごとにブロックローテーションで転作しています。また、この法人は昭和50年代に設立された歴史ある法人ですから、何の問題はないと思います。調査項目に照らし合わせても問題になることはありません。よろしくご審議お願い申し上げます。

議長

ありがとうございました。

只今の7番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第17号7番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、7番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第18号を議題とします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをお願いいたします。議案第18号「農地法4条の規定

による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第4条の許可申請は、1議案2件でございます。それでは、1番についてご説明いたします。

申請人は周南市●●に居住する市職員です。この度、●●の●●自治会から要請があったため、自己所有地の一部を家庭ごみ集積用地として、転用申請するものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は市役所●●支所から北へ約700メートル、県道●●●●線沿いで●●小学校の西約100メートルの所に位置しております。申請地の所在につきましては、大字●●字●●3806番4、地目は田、地積は453平方メートルの内3.54平方メートルでございます。なお、現況は畑地となっております。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

赤の部分がごみ集積所を設置する部分でございます。

(スクリーンに、求積図を表示)

こちらが求積図でございます。

(スクリーンに、排水計画図を表示)

こちらが排水計画図でございます。これまでどおり道路側溝に排水されません。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。赤の部分がごみ集積所です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、公共投資の対象となっていない生産性の低い概ね10ヘクタール未満の小団地の農地であり、その他農地として第2種農地に該当いたします。

農地区分と転用目的の適合性につきましては、事業目的を達成しうる土地を自治会員の協議により、選定したものであり、最も適当な土地ということでございます。以上のことにより立地の代替性がないということで農地法第4条第2項第2号に該当いたしません。

資力及び信用につきましては、自治会が資金を負担し設置する旨の資金計画書が添付されております。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、●●●●●●が利用権を設定しておりましたが、ごみ集積所として占有する部分について6月30日付けで合意解除されております。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、申請地は市街化調整区域ですが、今回の転用は開発行為には該当いたしません。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されておりまして、自治会の協議の中で、隣接関係者との調整もできております。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第25番

第25番、●●です。去る7月7日に申請人と色々なことを尋ねたところ、議案の説明にありまして、自治会のごみ集積所の設置場所として、条件的にすべての要件を満たしているということで許可後には自治会員で、設置するということでもあります。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の、1番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号1番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

事務局

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、1番は許可と決定いたします。

続きまして、2番を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

それでは、2番についてご説明いたします。

申請人は●●市に居住する●●市臨時職員です。相続した後に、遊休地となっていた田について、近くに送電線があり太陽光発電に適した土地であることから、また、安定した収入を得るためにも発電出力42.62キロワットの太陽光パネル288平方メートル、パネル枚数144枚を設置し、売電事業を行おうとするものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地はJR●●線●●駅から北東、●●方面へ約170メートル、駅ホーム端の線路北側の線路沿いに位置しております。申請地の所在につきましては、大字●●字●●608番1、地目は田、地積は681平方メートルでございます。なお、現況は原野となっております。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

緑色の部分が申請地でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図(配置図)、及び排水計画図を表示)

こちらが土地利用計画図(配置図)、及び排水計画図でございます。

(スクリーンに、平面図、正面図、側面図を表示)

こちらが平面図、正面図、側面図でございます。太陽光パネルのものです。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。駅ホームから見た写真です。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、都市計画法により、用途地域が第1種住居地域に定められた第3種農地です。

資力及び信用につきましては、資金計画書が添付されておまして、適当

であると判断されます。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

遅滞なく転用目的に供することの確実性につきましては、添付された事業計画書により適当と思われまます。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、中国電力との電力受給契約が6月12日に締結済みとなっております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されております。なお、利用状況から雨水は、これまでと同様に道路側溝に排出され、従前との違いはございません。

判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第2番

第2番、●●です。去る6月29日に現地で確認しました。なお、申請人は遠方のため、電話で調査確認しました。申請地は先程の説明にありましてとおり、JR●●線●●駅沿いでございます。東側は宅地で、南北は農地で水稻が作付けされ、北側は一段高くなっています。申請地の地目は田で、相続したものの遠方に住んでおり、耕作できない状況で現在は、雑草が生えており、荒廃していました。申請人は土地の有効利用と荒廃地対策の観点から、太陽光発電システムの設置に投資し、電力の安定供給に貢献するとともに、売電収入を得て今後生活の足しにするとのことでした。資金計画書、事業計画書も添付されていて被害防除計画書にそって調査しましたが、問題ありませんでした。周辺農地に与える影響もないと思われまます。最近同様の案件が増えていますが、地域の高齢化が進み耕作放棄地が増加する中で、土地の有効利用がされることから、致し方ないと考えまます。以上問題ないと思いまますのでよろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の、2番の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第18号2番につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、2番は許可と決定いたします。

続きまして、議案第19号を議題といたします。

事務局よりの議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の4ページをお願いいたします。議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、ご説明いたします。今月の農地法第5条による許可申請は1議案1件でございます。それではご説明いたします。

この案件は無断で農地を資材置場にしていたことに、●●委員が気づき指導したことから、始末書付きで許可申請書が提出されたものです。

申請人は周南市内に本店のある建設会社で、申請地を賃貸借し工事関係の資材置場として、一時転用していたものです。借受人、貸付人双方とも農地法をよく知らず、許可前に土砂を入れ、既に今年の2月より貸付を行っておりました。この行為に対しましては今後は、農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。

転用の内容ですが申請地は、県周南農林事務所発注の農地整備事業耕作放棄地解消、発生防止基盤整備●●地区区画整理工事で、事業区域は周南市大字●●●地内、事業期間は平成26年1月11日から平成27年2月27日まででございます。申請地が工事現場から近接しているため、工事期間中一時的に資材置場とし、今年の2月1日から来年の3月31日までの13か月の一時転用を行うものです。

まず、申請地の位置からご説明いたします。申請地は西日本高速道路●●

インターチェンジ料金所から東へ約1キロメートルの所に位置しております。申請地の所在につきましては、大字●●●字●●●2296番7、地目は田、地積は2,435平方メートルの内644平方メートルでございます。なお、現況の資材置場となる前は畑地となっております。

(スクリーンに、分間図を表示)

こちらが分間図でございます。

緑色の部分が一時転用の部分でございます。

(スクリーンに、求積図を表示)

こちらが求積図でございます。

(スクリーンに、土地利用計画図を表示)

こちらが土地利用計画図でございます。

(スクリーンに、写真を表示)

最後に、申請地の写真でございます。

次に、農地転用許可基準について、ご説明いたします。

まず、農地区分につきましては、農業振興地域の整備に関する法律において「農地等として利用すべき土地」として指定された区域の農用地です。

転用目的の適合性につきましては、仮設工作物その他の一時的な利用に供するもので農地法第5条第2項のただし書きのその他政令で定める相当な事由に該当するもので、また、農地法施行令第18条第1項第1号に該当するものでございます。工事現場から近いということで、目的を達成するうえで当該農地が必要であると認められ、振興計画の達成に支障を及ぼす恐れのないものとして許可の対象となるものです。

転用の妨げとなる権利を有する者の同意につきましては、該当ございません。

行政庁の許可・認可等の処分の見込み、協議の状況等につきましては、農地の一時転用が農業振興地域整備計画に及ぼす影響について、6月20日付けで「支障のない旨」通知を受けております。

周辺農地の営農条件への支障につきましては、被害防除計画書が添付されております。

一時転用後につきましては、平成27年3月31日で元の状況に整地して戻すという内容の「原状回復誓約書」も提出されておりました、一時転用に供された後、この土地が耕作に供されることは確実と思われま

す。判断を必要としない許可基準につきましては、説明を省略させていただきます。

最後に先程申しあげましたが、申請地は既に今年の2月1日から無断転用されており、このことに対して今後は農地法を遵守する旨の始末書が添付されております。今回承認されましたら、2月1日に遡り承認したということの事務処理をすることになります。以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

只今の事務局からの説明に関連いたしまして、地区担当農業委員さんからの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第6番

第6番、●●です。この案件については只今、事務局より説明がありましたように、県営ほ場整備が行われている土地の近くの畑地に業者が一時転用の許可申請をせずに資材置場にしていたのが5月中旬にわかりまして、すぐ業者と現地で話し合いをし、申請書を提出するように申し入れをしました。6月4日付けで申請書が提出され、7月4日に申請人と現地調査を改めて、行いました。借受人、貸付人とも農地法をよく知らず、大変反省している模様でした。資材置場、仮設ハウス、工事車両等を仮置きするものです。工期は平成27年3月31日までで、終了後は整地し畑地に原状回復するものです。始末書、誓約書等添付されております。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ありがとうございました。

只今の案件につきまして、質疑を行います。

ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第 2 2 番

公共事業関連の一時転用で資材置場にする説明でしたが、平成 2 7 年 3 月 3 1 日の期間終了後の原状回復の確認はどうなりますか。

第 6 番

今回のほ場整備は 1 期、2 期と別れておりまして、1 期工事は平成 2 7 年 3 月 3 1 日までとなっていて、この業者が請け負っております。この業者には、原状回復したら地元の農業委員が確認する旨を言っております。

第 1 0 番

現地の写真を見たら相当水がたまっているようですが、砂利などを相当入れないと資材置場にならないのではないですか。車両が入るとなると更に大量の砂利を入れるようにならないですか。原状回復ができるんですか。

第 6 番

砂利等は一切入れておりません。水がたまっている所は、一時転用する所ではありません。ハウスが見える向こう側が一時転用の土地で、赤線で囲んでいる所は測量をした所で、境界を示しております。

議長

他にご質問は、ありませんか。

(なしの声あり)

発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 1 9 号につきまして、採決を行います。

許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、許可と決定いたします。

以上で、審議案件は全て終了いたしました。

続きまして、報告事項に入らせていただきます。

報告第 3 0 号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の 5 ページをお願いいたします。報告第 3 0 号「農地法第 4 条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第4条第1項第7号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は4件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第30号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第30号を終わります。

続きまして、報告第31号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の6ページから8ページをお願いいたします。報告第31号「農地法第5条の規定による農地転用届出について」を、ご説明いたします。

市街化区域内の農地を、あらかじめ農業委員会に届け出て、権利移動と農地以外のものに転用することにつきましては、農地法第5条第1項第6号に規定され、許可は不要とされているもので、今回は12件ございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第31号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん。

第8番

7番ですが貸付人と借受人が同一人ですが、これはどういう状況ですか。少し詳しく教えて下さい。

事務局

貸付人が●●●●外3名で借受人が●●●●外1名となっており、5条の使用貸借で店舗を建設されますが、言ってみれば5条の中に4条が含まれて

いるような形です。貸付人、借受人が外3名と外1名の共有で別のものです。

議長

その他ありませんか。

(なしの声あり)

発言がないようですので、以上で、報告第31号を終わります。

続きまして、報告第32号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の9ページをお願いいたします。報告第32号「農地法第5条の規定による農地転用届出受理の取消について」を、ご説明いたします。

平成26年5月15日付けで受理し、平成26年6月10日の第6回総会において報告いたしました、「農地法第5条の規定による農地転用届出」1件につきまして、取り消しの届出がございました。内容は記載のとおりで、添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

なお、先程、報告第30号でご説明いたしましたが、改めまして、農地法第4条の規定による農地転用届出書が提出されております。以上でございます。

議長

只今の報告第32号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第32号を終わります。

続きまして、報告第33号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の10ページ、11ページをお願いいたします。報告第33号「非農地証明について」をご説明いたします。

登記簿上の地目が農地で、現況が農地以外になっている土地について、地目の変更登記をしようとする者からの申請に基づき、交付する証明書でございま

す。今回は8件ございました。内容については記載のとおりで、現地も確認いたしました。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により非農地である旨の確認及び証明をいたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第33号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第33号を終わります。

続きまして、報告第34号につきまして、事務局よりの報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の12ページをお願いいたします。報告第34号「水田埋め立てによる農地改良届出について」を、ご説明いたします。

水田埋め立てによる農地改良届出については、議案書のとおり1件ございました。内容については記載のとおりでございます。地区担当農業委員さん共々現地を確認いたしております。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第34号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、以上で、報告第34号を終わります。

続きまして、報告第35号につきまして、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いいたします。

事務局

議案書の13ページをお願いいたします。報告第35号「農業生産法人報告書の提出について」を、ご説明いたします。

農業生産法人は、農地法第6条第1項及び同法施行規則第58条の規定に

より、毎年、事業の状況などを、事業年度終了後3か月以内に農業委員会に報告しなければならないとされているものでございます。

今回は3件ございました。添付書類も含め完備しており、農業生産法人としての農地法第2条第3項に規定された法人形態要件、事業要件、構成員要件、役員要件を充たしておりましたので、ご報告いたします。以上でございます。

議長

只今の報告第35号につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

(発言を求める挙手あり)

はい、●●委員さん

第8番

以前にも聞いたかも知れませんが、事業年度が4月から3月となっておりますが、個人の申告では考えられない気がします。どういうふうになっているんですか。それと申告は、税理士に頼んでいるのでしょうか。最近の良い申告ソフトがあり、自分で計算しようとしたら1月から12月が簡単と思いますがね。決算期が年の途中だと大変と思いますが、そのあたり何かわかりますか。

事務局

この質問は以前にも頂いたと思いますが、まず、事業年度はそれぞれの法人によって決められます。申告も事業年度終了後税務署に申告することになっています。必ずしも1月から12月で統一されてはいません。次に申告を税理士に頼んでいるかどうかですが、それは把握していません

第8番

機会があれば調べてみてください。

事務局

機会があればですが、聞いてみましょう。

議長

その他ありませんか。

(なしの声あり)

発言がないようですので、以上で、報告第35号を終わります。

以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしましたので、平成26年第7回周南市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会（午前11時21分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

平成26年7月14日

周南市農業委員会

会 長 杉 村 勝 美

委 員 水 井 規 雅

委 員 大 田 幹 代